

質問要旨

耐震改修等が未実施のものに対してのその後の進捗と、マネジメント計画の策定はどうなっているのか。

答弁要旨

マネジメント計画の策定におきましては、現在、平成27年9月末の成案化を目指し取り組んでいるところでございます。

6月議会におきまして、指定避難場所に指定されている市有施設74施設のうち、42施設が耐震工事中あるいは耐震改修未実施の施設と答弁いたしましたが、その後の進捗としまして、11月末現在、21施設が耐震改修未実施となっております。

耐震改修未実施の21施設のうち、14施設については学校施設で、今後、耐震改修工事を予定しており、残り7施設については、先ほど申しましたマネジメント計画のなかで、存続する施設については、財政状況を勘案しつつ、年次的に耐震改修を行うとともに、長寿命化を図ってまいります。

以上

光本議員 1002

作成部局 総務局

質問要旨 なぜオープンデータに取り組んでこなかったのか。またオープンデータの活用の推進についてどう考えているのか。

答弁要旨

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能なルールで公開されたデータであり、市民サービスの向上等を目的として、「人口統計」や「公共施設の場所」をはじめ様々な公共のデータを公開するなど、オープンデータに取り組む自治体が増えてきていると認識しております。

本市におきましても、これまでから、人口や事業所に関する統計データ等を、二次利用できるよう加工、分析が可能なエクセル形式に整理し、ホームページ上で公開しているところです。

今後も、こうした統計データの公開を進めてまいりたいと考えております。

以上

光本議員 1003 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 ガバメント 2.0 について、どういう見解を持っているのか。また、今までどこの部署が研究・検討してきたのか。

答弁要旨

ご紹介のありましたガバメント 2.0 につきましては、本市としては具体的な研究や検討はいたしておりませんが、オープンデータの活用やスマートフォンなどを活用した市民との双方向の情報共有などに取り組んでいる自治体もございます。

本市におきましては、先進市の取組を参考に、オープンデータの活用につきまして、調査・研究をしていこうとしているところでございますが、いずれにいたしましても、政策決定におきましては、プロセスを市民の皆さまにお示しし、情報を共有して進めることが大切であり、ICTなども取り入れながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 ふるさと納税の制度は何をもって評価しているのか。どのような評価指標を持ち、PDCA サイクルに乗せて進めているのか。

答弁要旨

ふるさと納税制度は、高額な記念品の贈呈など、やや競争が過熱している感がございますが、本来は、生まれ育ったふるさとへの貢献や関わりの深い地域への応援といった意思を、寄附金の形で表すための受け皿であり、寄附件数や金額がいくらであれば、うまくいっているといった評価には、そぐわないものであると考えております。

しかしながら、歳入の増加や市内産業の PR に寄与できるといったメリットも当然ございますことから、ふるさと納税制度本来の趣旨を逸脱することがないように留意しつつ、寄附者の声を聞き取るとともに、より訴求効果のある手法や広報の調査・研究を行い、本市のふるさと納税制度の改善につなげているところでございます。

以上

質問要旨

耐震改修等が未実施の施設を、このまま指定避難場所に指定し続けるのか。

答弁要旨

指定避難場所は、災害などにより、住民等が生活本拠地を失ったときなどに一定期間滞在する場所として指定しております。

また、これらの施設は、近年多発しております台風や集中豪雨などの時に、住民が災害の危険性がなくなるまでに必要な期間、避難する場所としても利用していることから、現在、耐震改修等が未実施な施設についても、指定避難場所に指定しているものであります。

こうしたことから、できるだけ早期に耐震改修工事を完了させ、指定避難場所の機能向上に資するよう、現在、鋭意、耐震化を進めているところでございます。

以上

質問要旨

災害が発生した場合、耐震改修等が未実施の施設が崩壊して使えない可能性もある中、万が一そういう状況になった時のことを考えて対策が練られているのか。

答弁要旨

大規模な地震が発生し、指定避難場所が使えない場合は、他の施設を活用するなど、災害の状況に応じた対応を取ることとしております。

また、本市だけでの対応が困難な場合は、災害対策基本法の広域一時滞在の規定に基づき、他市または県に対して市民の受け入れについて協議を求めることとしております。

以 上

質問要旨

災害発生時に指定避難場所を目指して避難され、その指定避難場所が使えない状況になっていた場合、避難者はどうすればよいのか。

そういう状況で、避難者にどう対応するのか。

答弁要旨

大規模な地震発生時には、耐震化が完了している避難所で、建物の崩壊はまぬがれても、火災の発生や施設内の設備の転倒やガラスの散乱など様々な状況により、避難所として使用できない場合も考えられることから、まずは、その施設管理者等による安全確認を行い、開設することとしております。

その結果、避難所として使えない場合には、立入禁止措置等を行うとともに、避難者に対しましては、関係機関と連携しながら、近隣の安全な指定避難場所への誘導を行ってまいります。

以上

質問要旨

災害発生時に耐震改修等が未実施の指定避難場所に避難できたものの、再び災害が発生して崩壊等が起こる可能性もある。こういうケースが起こった場合、指定避難場所として指定し続けた市の責任を問われることになると思うがどうか。

答弁要旨

繰り返しになりますが、大規模な地震災害が発生した場合には、まずは施設管理者等により被害状況の調査を行い、安全確認が出来た場合に避難場所として開設することとしており、その後、応急危険度判定士等の専門職員により確認を行い、継続使用が危険と見込まれる場合には、その避難場所は閉鎖し、避難者の皆様には近隣の安全な避難場所に移動して頂くこととなります。

出来るだけ「二次的被害」を出さないことは、災害時の応急対策の基本と考え、対応してまいります。

以上

質問要旨 市負担ゼロで行政の透明性・信頼性の向上・市民の利便性向上を図れるのであれば積極的にオープンデータの活用を取組んでいくべきではないか。

答弁要旨

先ほどご答弁申し上げましたとおり、統計データをはじめとする各種データについては、既に2次利用可能な形式で、本市のホームページ上で公開しておりますが、本格的なオープンデータの活用を推進するサイトにはなっておりません。

今後、議員ご指摘の千葉市あるいは鯖江市のようなオープンデータの先進的な取組みについて、本市にとっての有用性も含めて調査・研究をしてまいります。

以上

質問要旨 オープンデータの活用の推進は、経済の活性化等につながると思うが、今までその様な視点を持っていたのか。

答弁要旨

現代の情報社会においては、産業振興基本条例の中でも取り上げておりますが、いわゆるオープンデータに限らず、情報の利活用が、新たなサービスの提供や起業の促進など、地域経済の活性化につながる可能性があるものと認識しております。

以上

質問要旨 「あまらぶチャレンジ事業」などの場を実証実験の場と捉え、公共データを公開しオープンデータの活用方法を募ることで、その推進の足がかりとしてはどうか。

答弁要旨

議員ご指摘の「あまらぶチャレンジ事業」は、本市の社会課題の解決を目指して公益的な事業に取り組む市民団体を、「尼崎地域課題解決ビジネスプランコンペ」はビジネスの手法で社会的課題を解決しようとする社会起業家の育成を支援すること等を目的としております。

その方々が事業手法等を検討するにあたって、人口をはじめとする統計データは大いに参考になるものと考えておりますので、今後、市が保有するオープンデータがより使いやすくなるよう工夫が必要であると考えております。

以上

質問要旨 CIOの外部登用も含め、データやITについて
の考え方について

答弁要旨

本市では、重要な情報化推進の方向性については、情報化推進委員会にて検討しております。また、総務省行政管理局の電子自治体推進委員などを務められている大手前大学の教授にも参加いただき、意思決定の支援をお願いしているところです。

ご指摘のとおり、外部からCIO補佐官等を登用し、一定の権限を付与して、情報化施策を推進している自治体もございますが、本市の財政状況においては、情報化施策に係る予算を他の分野とは別枠で優先的に配分できる状況ではなく、仮にCIO補佐官などのITの専門家を招聘しましても、その能力が十分に活かさないのではないかと考えております。

従いまして、本市におけるITに係る施策については、当面、情報化推進委員会等で有識者の知見や助言を受けながら、検討を進めてまいります。今後の行政運営において、IT化の推進は欠かせないものと認識しておりますので、より効果的な推進方策について研究してまいります。

(以上)

光本議員 2010 問目 作成部局 市民協働局 No.1

質問要旨 ガイドラインにある「情報共有化」及び「市民参加・参画」について、それぞれ具体的にどのような方法で、どの年齢層をターゲットに行っているのか。

答弁要旨

まず「情報の共有化」につきましては、市報や市ホームページ等で広く市民の皆様と情報共有ができるよう工夫、改良を行っているほか、市民活動に関する情報についても、ウェブサイトである「市民活動の広場あまがさき」の運営支援を行い共有に努めております。

次に、「市政への参加・参画の推進」につきましては、市民意見聴取プロセスや附属機関等の委員公募、提案型事業委託制度等のほか、「まちづくり提案箱」のような市民提案を実現するための仕組みなどにより、様々な段階での多様な市民参加・参画の機会の確保に取り組んでおります。

また、各部署においても、それぞれの施策目的に応じて、例えば、子育て世帯向け、高齢者向けなど対象とする市民の方に情報が届くよう、紙媒体やインターネットを活用し、市民活動も含めた情報の共有や市政への参加・参画の推進に取り組んでいるところです。

以上

質問要旨 具体的にどのような新しいツールが現在有効に活用されており、また今後はどのようなツールが検討されているのか。

答弁要旨

ツイッターやフェイスブックなどの新しいツールについては、近年ICT環境が広がりを見せる中、情報を有効に発信・共有化するために積極的に活用していく必要があるとの認識から、平成26年3月のガイドライン改訂において加筆したところです。

現在は各部署におきまして必要に応じ、フェイスブック等を活用しているほか、最近では市としてラインアットを導入するなど、SNSの利活用を進めているところです。

今後につきましては、情報化推進委員会の専門部会として今年度設置いたしました「コミュニケーション部会」において、市政情報をより戦略的・効果的に発信するための仕組みや手法、職員の情報発信に対する意識改革などについて、検討を行っているところでございます。

以上

光本議員 2012 問目 作成部局 市民協働局 No.1

質問要旨 地域における課題は、主に、誰が、どのような方法で発見し、どのような流れで解決され、発見した方にどのようにフィードバックされているのか。

答弁要旨

各支所の地域振興センターでは、市政に関する市民の要望、陳情や相談の窓口となり、地域の課題やニーズを把握いたしております。また、本市で自治機能を担う社会福祉協議会各支部においても、住民からの相談に応じており地域課題を捉えております。

インターネット環境を利用しては、まちづくりに関する建設的な意見を聴く場として、まちづくり提案箱を設けております。

これらの、課題については担当の所属に連絡し、それぞれが電話や文書、メールなどで詳細の確認や対応の連絡をいたしております。

以 上

光本議員 2013 問目 作成部局 市民協働局 No.1

質問要旨 20～40 代の層に対し、市政への参加・参画や協働意識をどのように醸成していくのか。また、既に実際に行っている取組はあるのか。

答弁要旨

そういった世代の意識醸成は課題であると認識しており、そのためには単に情報を提供するだけでなく、この世代の関心があるテーマを絞ることが必要であると考えております。例えば、子育て世帯を中心に、「あまっこねっと」や「あまがさきに住もうネット」、またそういった情報につなぐ役割も含め、魅力を発信するポータルサイト「いいね、あまがさき」を開設しているところですが、まずは、一人ひとりの関心や必要としている情報、あるいはまちの魅力や民間の活動も含めた地域の情報を知っていただくところから、市政への関心や参加・参画意識につなげて参りたいと考えております。

また、現在、住民自治に関する考え方をまとめた条例案の策定に向け設置している「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会」では、年齢区分ごとに抽選を行い、参加者の6割が40歳台以下となっております。

(以上)

(市長答弁)

光本議員 2014 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 「ちばレポ」を使用し、「あまレポ」を導入してはどうか。また、市政への参加・参画や協働意識の醸成に ICT をどう活用すべきと考えているか。

答弁要旨

今回の市長選挙の公約において、市民とともに進める市民参加型シティプロモーションの推進を掲げておりますが、実はこれは、ご提案の「ちばレポ」の使用を想定していたもので、市民の皆様の参画をいただきながら、本市の課題の一つである都市の魅力の増進に取り組んでいきたいと考えているものです。

ICTは、市政の透明化、情報発信や情報共有、協働意識の醸成等に有効な手段の一つです。既存の取組みに加え、「ちばレポ」システムの導入など、さらに効果的な活用について、庁内で検討し、推進してまいります。

以上

質問要旨 寄附金と控除額のバランスを1つの評価指標にしてはどうか。寄附金よりも控除額が上回った場合、赤字事業とも言えるのではないか。

答弁要旨

平成20年度から25年度までの合計で、寄附金額を控除額が上回っていることにつきましては、平成23年に発生した東日本大震災の被災団体等に対する寄附金の控除額が、大きかったことによるものと思われま

す。これは先ほど申し上げました、ふるさと納税制度の本来の趣旨である、地域への応援といった意思の表れであり、寄附金額と控除額は、あくまでも別のものとして捉える必要があると考えております。

先ほど申し上げましたように、ふるさと納税制度には、市内産業のPRを通して広く尼崎の魅力を発信できるというメリットもありますことから、今後におきましても、寄附者の声を十分にお聴きしながら、改善につなげてまいりたいと考えております。

以上